

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

UIJターンなど移住を
ご検討中の方に！



提供：忍野村

【フラット35】 地域連携型 (UIJターン)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ


【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

- ※1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能
- ※2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○忍野村定住化促進新築等補助金のご相談は



建設課 ☎ 0555-84-7793

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



提供：忍野村

忍野村 OSHINOMURA

富士山の麓にある忍野村は標高936メートル高原の村であるため、米づくりのほか、高原にあった作物（高原野菜）が作られ、各地に送られています。

また、忍野八海や、ハリモミ純林に代表される美しい自然に囲まれており、観光地としても有名です。夏になると多くの観光客が訪れます。さらに、忍野村の豊かな自然や交通の便を活かして、プラスチックやロボットの工場が増えています。



忍野村で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら

忍野村 OSHINOMURA



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

忍野村定住化促進新築等補助金

【主な要件】

- ・定住のため、村内に住宅（公共事業等による移転対象補償住宅を除く。）を新築し、又は購入した者
- ・自己の居住の用に供するため、住宅を新築した場合
- ・自己の居住の用に供するため、建築後居住の用に供していない住宅を購入した場合
- ・転入者にあつては、年齢50歳以下の者に限る
- ・村税、使用料、手数料その他村に対する債務の履行を怠っていない者
- ・本補助金の交付を受けていない者

【補助金額】

一律 100万円

【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

【フラット35】 地域連携型 (UIJターン)

金利の引下げ期間

当初**5**年間

金利の引下げ幅

年**0.25%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際に住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。